

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月及び同年10月

申立期間について、私は学生でA区B地に住み、国民年金の加入手続は平成7年9月か同年10月頃、A区役所C出張所（当時）で行い、同年9月分までの国民年金保険料を遡って納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、平成7年9月か同年10月頃、A区役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、同年9月分までの国民年金保険料を遡って納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から申立人の申述のとおり同年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人が2か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年9月までの期間及び4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年9月まで
② 平成4年4月から5年3月まで

私は、年金の相談に行った際に申立期間である①及び②が、すっぱり抜けていることを知らされた。年金については個人事業主であることから、老後を考えて気を使っており、銀行で納付したと思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は国民年金保険料を銀行で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年11月頃に払い出されたと推認され、申立期間の国民年金保険料は納付できる期間であることから、申立人の申述に不自然さは見られない。

また、申立期間①及び②の直前直後の保険料はいずれも納付済とされており、申立人が、6か月間及び12か月間とそれぞれ短期間である申立期間①及び②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

昭和50年9月頃、私がA市役所において国民年金の加入手続を行った。保険料の納付については、母が納付してくれた。母はきちりしている性格なので、ちょうど2年間のみ保険料を納付しなかったとは到底考えられず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年9月頃、申立人自身でA市役所において国民年金の加入手続を行い、保険料の納付については、その母が納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から55年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の保険料は納付可能である。

また、申立人のオンライン記録及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間の直前である昭和50年9月から53年3月までの国民年金保険料を55年6月に第3回特例納付により納付している記録となっているが、第3回特例納付を行う一方で、第3回特例納付よりも保険料が低額である申立期間の国民年金保険料が過年度納付されずに未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間前後の保険料は納付済みであり、納付したとするその母の国民年金保険料は、昭和36年4月から60歳となる49年*月まで全て納付済みである上、24か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月、同年4月から同年10月までの期間及び同年12月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月
② 平成6年4月から同年10月まで
③ 平成6年12月から7年3月まで

申立期間①から③までの期間の国民年金保険料は、自分が、銀行等で納付した。当該期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成7年8月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間①、②及び③は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間①、②及び③前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、1か月、7か月及び4か月と短期間である申立期間①、②及び③の保険料を申立人が納付できなかった特段の事情も見当たらない。

さらに、申立人は、同居している申立人の姉の国民年金保険料も自分が納付したとしているところ、その姉の保険料は申立期間①、②及び③を含めた前後の期間は全て納付済みとなっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年3月まで

会社退職後の平成8年1月頃、私は、A市役所B支所に行き国民年金への切替手続きを行い、同支所で年金手帳に国民年金被保険者の資格取得日を記入してもらった。保険料は毎月納付書で同支所で納付しており、保険料は1万円を超える金額だったことを覚えている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の平成8年1月頃、A市役所B支所に行き国民年金への切替手続きを行い、年金手帳に国民年金被保険者の資格取得日を記入してもらったとしており、保険料は同支所で毎月納付書により納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、5年4月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料納付が可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料を納付しており、種別変更手続きも適切に行っていることから、保険料の納付意識は高いと考えられる上、申立人が4か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 58 年 12 月頃にそれまで加入していた A 共済をやめた。その後、国民年金に加入するように母親から勧められて、59 年 1 月に B 市役所で加入手続を行い、郵送された納付書により保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 1 月に B 市役所で加入手続を行い、郵送された納付書により国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年 6 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から49年3月まで

私は、時期は不明だがA区役所で国民年金に加入し、保険料は同区役所の窓口とその後郵送された納付書でまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、時期は不明だがA区役所で国民年金に加入し、保険料は同区役所の窓口とその後郵送された納付書でまとめて納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はその記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年3月頃に払い出されたものと推認され、その払出時点からすると申立期間のうち48年1月から49年3月までは遡って納付することができる期間である。申立人は申立期間の保険料を2年くらい遡って納付したかもしれないと申述しており、申立人が15か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以後、国民年金保険料の未納が無いことから、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

2 一方、申立期間のうち昭和46年6月から47年12月までは、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（50年3月頃）からすると、当該期間は時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格の取得日に係る記録を昭和39年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月1日から同年6月1日まで
B株式会社C所から、昭和39年に関連会社のA株式会社に異動したが、同年5月1日から同年6月1日までの厚生年金保険の記録が無い。この間も継続して勤務しているので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はB株式会社に継続して勤務し（同社C所から関連会社のA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人とほぼ同時期にB株式会社C所からA株式会社に異動した同僚の証言から、昭和39年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者原票に係る昭和39年6月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、B株式会社は、申立期間当時のことは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成7年4月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年4月21日まで

年金記録確認第三者委員会から、私が勤務していた事業所の同僚の年金記録について照会を受けたが、自分の記録にも似たところがあるので、申立てをする。私の標準報酬月額は、平成6年10月以降、53万円から41万円に下がっており、厚生年金保険被保険者資格の加入記録が7年3月31日までとなっているが、同年4月も勤務していた。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び株式会社Aの事業主の証言から、申立人は、同社に平成7年4月20日まで勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年3月31日）より後の同年5月2日に、申立人の同年4月の随時改定記録を取り消した上で同年3月31日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、同社において、申立人と同日の雇用保険記録の離職日（平成7年4月20日）の同僚について、申立人と同様に資格喪失日を同年3月31日とする処理が行われていることが認められる。

加えて、株式会社Aの登記簿謄本から、申立期間において同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当た

らない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成7年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の雇用保険の離職日の翌日である同年4月21日に訂正することが必要と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のオンライン記録における平成7年2月の記録から、41万円とすることが妥当である。

一方、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年3月31日までの期間において、株式会社Aにおける標準報酬月額が平成6年10月1日の定時決定により、53万円から41万円に下がっていることについて疑問があるとしている。

しかしながら、株式会社Aの事業主等は、申立人の標準報酬月額の減額について、「弊社の給与水準や景気不順により給与を引き下げた。」、「申立人はB業務担当者であったが、当社にBの仕事はほとんどなかった。」と供述しており、オンライン記録においても当該訂正処理について、不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、その主張する給与額又は給与からの厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書を所持しておらず、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額に係る記録については、申立期間①は17万1,000円、申立期間②は5万円、申立期間③は53万円、申立期間④は43万1,000円、申立期間⑤は59万3,000円、申立期間⑥は57万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(申立期間④、⑤及び⑥については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年4月20日
③ 平成17年7月20日
④ 平成19年6月15日
⑤ 平成19年12月20日
⑥ 平成20年6月20日

A株式会社から支給された賞与について、申立期間①から③までの賞与の保険料を徴収されていたにもかかわらず、賞与支払届がされておらず、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、賞与額について年金額に反映されるように訂正してほしい。また、申立期間④から⑥までの賞与については、ねんきん定期便での標準賞与額と実際に支給された賞与額が異なっている。誤りと思われるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事

業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A株式会社発行の賞与支給明細書、同社より提出された賃金台帳及び申立人から提出された給与明細書において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は17万1,000円、申立期間②は5万円、申立期間③は53万円、申立期間④は43万1,000円、申立期間⑤は59万3,000円、申立期間⑥は57万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないこと、また、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、過少な納付額であったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料（申立期間④、⑤及び⑥については訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間②のうち、平成21年1月1日から同年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を申立期間①は20万円、申立期間②のうち、21年1月から同年5月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成21年6月1日から同年8月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年10月から同年12月までは標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を21年6月及び同年7月は22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月1日から20年9月1日まで
② 平成21年1月1日から同年8月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成19年9月から20年8月までの期間及び21年1月から同年7月までの期間における標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料に相当する標準報酬月額より低額になっているので、調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年9月1日から20年9月1日及び21年1月1日から同年8月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あつせ

んの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日（平成 23 年 7 月 19 日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

本件申立日（平成 23 年 7 月 19 日）において、申立期間①及び申立期間②のうち、平成 21 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の違いについて申し立てているところ、申立人から提出された給与明細書によると、申立期間①は標準報酬月額 20 万円、申立期間②のうち、平成 21 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、標準報酬月額 19 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る平成 19 年、20 年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び 21 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届によれば、当該期間に係る標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 21 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年 6 月及び同年 7 月は 14 万 2,000 円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 20 年 10 月から同年 12 月までは標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の株式会社 A における標準報酬月額の記録を平成 21 年 6 月及び同年 7 月は 22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成14年4月1日、資格喪失日を同年5月7日とし、当該期間に係る標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年5月7日まで
株式会社Aに勤務し、平成14年4月分の厚生年金保険料を控除されているが、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申述内容及び申立人が所持する源泉徴収票の記載内容から、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する給与明細書及び前述の源泉徴収票から、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、給与明細書及び源泉徴収票について、当該事業所は「自社で発行した。」と回答していること等から、同事業所が発行したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機

会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA有限会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成11年3月10日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人に係る平成10年7月から11年2月までの期間に係る標準報酬月額は、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月31日から11年3月10日まで
平成11年3月までA有限会社に勤務した。同社からの通知文書によれば、厚生年金保険の資格喪失日が当初、同年3月10日であったが、10年7月31日と訂正されているので、当初の資格喪失日である11年3月10日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA有限会社に係る雇用保険の被保険者記録では、離職日が平成11年3月9日であることから、申立人が、同日まで同社に継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険に係る資格喪失日は、当初同年3月10日であったものの（処理年月日は同年3月24日）、離職日より後の同年4月30日付けで、10年10月1日付けの定時決定を取り消した上で、同年7月31日に訂正されていることが確認できるとともに、複数の元社員の資格喪失日も、同様に遡及訂正処理されていることが確認できる。

また、A有限会社に係る滞納処分票及び厚生保険特別会計不納欠損決議書により、申立期間当時、同社に社会保険料の滞納があったことが確認できる上、同社の監査役は、元事業主及び社会保険事務所（当時）の職員の指導により、当該遡及訂正処理を行ったとしている。

さらに、商業登記簿謄本から、申立人はA有限会社の役員ではないことが確認できる上、同社の複数の元社員は、申立人は社会保険業務には関与

していなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である11年3月10日であると認められる。

また、申立人の平成10年7月から11年2月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和37年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月16日から38年2月16日まで
昭和37年10月16日にC株式会社からA株式会社に異動したが、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人はC株式会社及び関連会社であるA株式会社に継続して勤務し(C株式会社からA株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、同時期に異動したとしている同僚二人の供述から、昭和37年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿の昭和38年2月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社従業員の労務管理を引き継いでいる株式会社Bは、当時の資料は保存しておらず、申立人の同社における勤務及び厚生年金保険に係る届出並びに保険料の控除、納付については不明としており、このほかに確認

できる関連資料及び周辺事情見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年8月11日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、同一事業所に対するあっせんの整合性を踏まえ、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日を4年4月6日に訂正し、申立期間②のうち3年12月から4年3月までの標準報酬月額記録を53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年頃から平成元年6月1日まで
② 平成3年12月31日から8年頃まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、両申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答であった。昭和50年頃から平成8年頃まで継続して株式会社Aに勤務していたので、両申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、申立期間②のうち平成3年12月31日から4年4月1日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の供述により、株式会社Aに継続して勤務していることが推認できる上、同僚の給与明細書及び給与担当者の供述から厚生年金保険料の控除が推認できること、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、21年8月11日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、株式会社Aに勤務していた同僚の年金記録に係る確認申立てについて、平成3年12月31日の資格喪失処理が、事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年12月31日）後の4年4月6日に遡って処理されていることが確認できることから、

当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないとして、当委員会において、22年9月2日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあつせんが行われたことにより、同一事業所に対するあつせんの整合性を踏まえることが必要であることから、申立人の資格喪失処理日について再度確認した結果、申立人の資格喪失の手続は、上記の同僚と同様に、当該事業所が適用事業所でなくなった日後の4年4月6日に遡って処理されていることが確認できる上、雇用保険の離職日（平成4年8月31日）と比較しても、遡及処理日が古い日付であることが確認できる。

また、当該事業所で、平成4年2月24日に被保険者資格を取得した同僚は、事業所が3年12月31日に適用事業所でなくなったことにより、被保険者記録を取り消されていることがオンライン記録から確認できる。

なお、オンライン記録によれば、株式会社Aは、平成3年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②のうち、同日以降においては適用事業所となっていないが、同僚等の供述により同社が同日以降も適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記資格喪失処理が行われた平成4年4月6日に訂正することが必要と認められる。

なお、平成3年12月から4年3月までの標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける3年11月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち平成4年4月6日から8年頃までについては、事業主により給与から保険料を控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成20年5月23日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、同一事業所に対するあっせんの整合性を踏まえ、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日を6年1月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年9月30日から6年1月21日まで
年金記録を確認したところ、平成5年9月30日付けで資格喪失となっているが、実際は6年1月20日まで勤務しており、保険料控除の事実が確認できる給与支払明細書を添付するので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の記録、給与支払明細書及び平成6年分給与所得の源泉徴収票により、申立期間において株式会社Aに継続して勤務していることが確認できる上、前述の給与支払明細書により5年9月から同年11月までの厚生年金保険料の控除が確認できること、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、20年5月23日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、株式会社Aに勤務していた複数の同僚の年金記録に係る確認申立てについて、平成5年9月30日の資格喪失日以降の同社での勤務が確認できる上、資格喪失処理が、事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日より後の6年1月6日付けで、5年10月1日の定時決定記録が取り消されるとともに、遡って処

理されていることが確認できることから、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないとして、当委員会において、22年8月11日付け及び同年10月20日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われたことにより、同一事業所に対するあっせんの整合性を踏まえることが必要であることから、申立人の資格喪失処理日について再度確認した結果、申立人の資格喪失の手続は、上記の同僚と同様に、当該事業所が適用事業所でなくなった日より後の6年1月6日付けで遡って処理されていることが確認できる。

また、株式会社Aに係る商業・法人登記簿謄本により、当該事業所が法人であったことが確認でき、かつ、申立期間において適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記資格喪失処理が行われた平成6年1月6日に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の当該事業所における平成5年10月1日の定時決定記録、及び給与支払明細書の厚生年金保険料の控除額から41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、当初届け出た標準報酬月額（15万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年10月1日から同年12月8日まで
年金事務所から、A株式会社に勤務していたときの標準報酬月額について問い合わせがあったが、平成7年10月からの標準報酬月額は、同年9月までの標準報酬月額に比べて大きく引き下げられていることを知った。

当時の給与は、大きな変化は無かったと思うので、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成7年9月の記録と同じ額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立てに係るA株式会社における厚生年金保険被保険者の標準報酬月額については、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年12月16日）後の平成8年1月10日付けで申立人を含む62人の標準報酬月額が、7年10月1日に遡って訂正されており、申立人の標準報酬月額も同年10月及び同年11月が15万円から9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A株式会社は解散し、事業主は既に亡くなっている上、元取締役からの回答も得られないが、元同僚の一人が「会社は資金繰りに追われて、社会保険料は滞納していた。社長が、社会保険事務所から呼び出されたり、自分から出向いて、手形を差し入れたりしていた。」と供述をしていることから、当該事業所は厚生年金保険料を滞納していたと認められる。

さらに、上述の元同僚が、「社会保険事務は、社長と社会保険労務士が行っていた。」と供述している上、複数の元同僚が申立人について「B工場の作業員だった。」と供述していることから、申立人が社会保険事務に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成8年1月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即しとは考え難く、社会保険事務所においてこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正の結果として記録されている申立人の7年10月及び同年11月の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違についても申し立てているが、上述のとおり、当該事業所は解散し、事業主は既に亡くなり、元取締役からの回答も得られない上、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

また、申立人は「給与に大きな変化は無かった。」と申述しているが、上述の元同僚が「前年度の勤務実態に併せて、毎年4月に給与の改定があり、給与が上がった者も、下がった者もいた。平成7年11月に支給した10月分の給与から、定時決定された標準報酬月額により厚生年金保険料を控除した。」と供述している上、オンライン記録により、平成7年10月1日付けの定時決定において標準報酬月額の等級が上位に改定された被保険者は21人、同等級は18人、下位に改定された被保険者は21人確認できることから、事業主が、申立人の標準報酬月額のみを同僚の取扱いと異なり低額で届出していたとは考え難く、申立人の勤務実態に即した標準報酬月額が同年10月1日付けで定時決定され、当該標準報酬月額に基づき、同年10月の給与から厚生年金保険料が控除されたと推認できる。

なお、複数の元同僚が「会社からもらえなかった平成7年11月分及び同年12月分の給与は、労働福祉事業団（当時）から未払賃金立替払を受けた。」と供述している上、そのうち一人の元同僚が保管していた労働福祉事業団理事長への未払賃金の立替払請求書（控）及び未払賃金に係るC労働基準監督署（当時）発行の確認通知書（控）により、当該月において、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除はされていないと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から54年3月まで

私が20歳になったとき、A市役所（当時）の国民年金課から国民年金に加入するよう手紙が郵送されてきたが、父が「加入することはない。」と言っていたので、そのままにしておいた。

その後、父の扶養家族のままでいたところ、時期は分からないが父の会社から通知があり、扶養家族でいられなくなったので、遡って国民年金に加入することになり、父が加入手続を行い20歳からの国民年金保険料を一括で50万円くらい納付してもらった記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を一括で納付したとしているが、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は、既に他界しており証言を得られず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人は、その父に20歳からの国民年金保険料を一括で50万円くらい納付してもらった記憶があると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から第3回特例納付期間内（昭和53年7月から55年6月まで実施）の54年11月頃に払い出されたと推認されるところ、申立期間の保険料納付に必要な保険料金額は、12万9,960円（申立期間のうち51年1月から52年9月までの21か月の特例納付保険料額は8万4,000円、52年10月から54年3月までの18か月の保険料額が4万5,960円）であり、申立人が主張する金額

とは大きく相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年1月までの期間、49年11月から50年3月までの期間及び51年3月から53年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から49年1月まで
② 昭和49年11月から50年3月まで
③ 昭和51年3月から53年5月まで

私の申立期間①、②及び③に係る国民年金加入手続は、母が全て行ってくれていた。また、これらの期間の国民年金保険料については、その当時、私が、生活費として母に渡していた2万円の中から、母が納付してくれていた。申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付は、その母が全て行っていたとしているが、当該加入手続及び保険料納付について、その母からは健康上の理由により証言を得ることができず、申立人は直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和62年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①、②及び③は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月、5年9月、同年10月及び6年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月
② 平成5年9月及び同年10月
③ 平成6年9月から同年12月まで

私の国民年金の加入手続については母がしてくれた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、A町役場から通知が届き未納だった国民年金保険料を遡って月々母が納付してくれた。

それにもかかわらず、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料をその母が納付してくれたとしており、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたとするその母は、A町役場から通知が届き未納だった国民年金保険料を遡って月々納付したと供述している。しかしながら、その母は、加入手続を行った時期や納付金額等は覚えていないとしており、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年3月7日に厚生年金保険の記号番号が付番されており、当該基礎年金番号が付番された時点においては、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、平成7年6月から10年2月までの

国民年金保険料を、申立人に基礎年金番号が付番された9年3月7日以降の同年4月から遡ってほぼ月々納付した記録となっており、申立人及びその母は、このことと申立期間①、②及び③の保険料を納付したことを混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人は、所持する年金手帳の国民年金の記録（1）「被保険者となった日」及び「被保険者でなくなった日」に記載されている年月日をもって当該期間における国民年金保険料を納付したとしているが、年金手帳の国民年金の記録（1）「被保険者となった日」及び「被保険者でなくなった日」に記載された年月日は、制度上、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず被保険者資格を取得した年月日又は被保険者資格を喪失した年月日が記載されるものであって、保険料を納付したことを示すものではない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から51年3月まで

私は、母から国民年金に加入するよう勧められて、20歳になった昭和42年頃にA町で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、毎月の給料の中から母にお金を渡し母が納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和42年頃にA町で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料はその母が納付していたとしているが、申立人の保険料の納付を行ったとするその母は既に他界しており証言を得られず、申立人は、加入手続きに関する記憶が明確でなく、保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和51年4月30日と記載され、A町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）の資格取得日も同じく51年4月30日と記載されていることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年4月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち42年10月から48年12月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人がその夫の被扶養配偶者となり任意加入被保険者となった50年5月から51年3月までの期間は、制

度上遡って保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年8月まで

私は、昭和54年7月頃、A市役所（現在は、B市A区役所）で国民年金に任意加入し、55年9月に任意加入をやめるまで保険料を銀行で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年7月頃、A市役所で国民年金に任意加入し、55年9月に被保険者資格を喪失するまで保険料を銀行で納付していたと申し立てているが、申立人は保険料納付に関する記憶が明確でなく納付状況が不明である上、申立人が所持する54年度及び55年度の納付書兼領収証書には、54年度第2期分に当たる7月、8月及び9月分の欄のみに領収印がありほかの欄には領収印が見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したとする周辺事情も見当たらない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月から40年3月まで

私は、会社の担当者から会社退職後は国民年金に入るように勧められて、会社退職後の昭和36年に、国民年金の加入手続と保険料納付を行ったので、申立期間の保険料が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社の担当者から会社退職後は国民年金に入るように勧められて、会社退職後の昭和36年に、国民年金の加入手続と保険料納付を行ったとしているが、申立人に係るA区国民年金被保険者名簿によると「40.6.21 手帳発行」が記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から40年6月頃に払い出されたと推認される。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点からすると、申立期間のうち、昭和36年9月から37年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、38年1月から40年3月までの期間は、遡って納付することが可能な期間であるが、申立人はまとめて、遡って納付したことはないとしている上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、口頭意見陳述においても、国民年金加入手続や申立期間の保険料の納付についての具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から同年10月までの期間及び52年12月から60年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月から同年10月まで
② 昭和52年12月から60年7月まで

私は、父親が経営する会社で働いていた。私の国民年金については、父親が加入手続をしてくれ、保険料も厚生年金保険と国民年金が続くように納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をその父がしてくれたとしているが、その父は既に他界しており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に関与していないことから、これらの状況が不明である上、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月

私は、申立期間に国民年金の加入手続を行い、口座振替で保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に国民年金の加入手続を行い、口座振替で保険料を納付したとしているが、当該期間は、平成9年12月に厚生年金保険記録が追加されたことにより、7年2月1日の被保険者資格喪失年月日が追加されたために未納となったものであり、それまでは制度上保険料を納付することができない未加入期間であったと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から同年 7 月まで
平成 10 年 4 月頃私の母が A 市役所で私の国民年金の加入手続をし、保険料も母が納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 10 年 4 月頃その母が A 市役所で国民年金の加入手続をし、保険料もその母が納付したとしているが、申立人の申立期間の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母の記憶は明確でなく、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は平成 10 年 4 月 16 日に厚生年金保険喪失後、同年 6 月 24 日に資格取得初回勧奨を受け、12 年 2 月 21 日に未加入期間国民年金適用最終勧奨を受けていることが認められることから、申立期間は未加入期間であったと考えられ、制度上国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入されており、申立期間の記録漏れ、記録誤りが生じる可能性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 1 日から同年 12 月 5 日まで
A 町に新会社建設の予定があり、その準備のために平成元年 10 月 1 日から準備室に勤務した。給与は、「B 所」より支払われていたので、そこに籍があったと思う。しかしながら、新会社は開設されなかったため、2 年 7 月 1 日から C 市の「D 所」（現在は、E 所）に勤務した。B 所から D 所への勤務は継続していたので、D 所における厚生年金保険の加入記録に空白があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出したメモにより、申立人は平成 2 年 7 月 2 日から D 所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E 所が提出した適用通知書の写しにより、「F 所」（事業所名称）は、平成 2 年 12 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、オンライン記録と一致することから、申立期間において当該事業所は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、事業主は、「F 所は、平成 2 年 12 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所になった。適用通知書以外の資料は無いが、適用事業所になる前は保険料を控除していないと思う。」と回答している。

さらに、「F 所」が厚生年金保険の適用事業所となった平成 2 年 12 月 5 日に資格を取得した同僚は申立人を除き 4 人おり、当該同僚に適用事業所になる前の保険料控除について照会するも回答を得られないが、当該同僚の一人は、当該事業所で同年 8 月 2 日に雇用保険の被保険者資格を取得しているところ、同年 8 月 1 日から同年 12 月 5 日まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 23 日まで
ねんきん定期便によると、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われた給与額と相違しているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、59万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 11 年 10 月 23 日より後の同月 29 日付けで、9年 10 月に遡って 9 万 2,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、株式会社Aの代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の商業登記簿謄本から認められる。

また、申立人は、「当時は、厚生年金保険の業務は社会保険労務士に委託していた。」と説明しているが、当該社会保険労務士は、上記減額訂正が行われた日より前の平成 11 年*月*日に死亡しているため、事業主の減額訂正に係る関与について詳細を確認することができないものの、複数の元従業員の供述から、社会保険関係事務に関する決定権限は代表取締役である申立人が有していたと認められ、当該標準報酬月額の減額訂正についても関与していなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、「申立期間当時、当該事業所に社会保険料の滞納は無く、経営においても問題は無かった。」と供述しているが、株式会社Aが平成 11 年 12 月*日に破産宣告を受けていることが商業登記簿謄本から

確認できる上、当該事業所が適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失した元従業員は、「会社の倒産説明会があって、社会保険料が支払われていなかったと言っていたと思う。」と供述しており、このほか、複数の元従業員が、同社が経営不振であった旨を供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。また、申立期間②について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月30日から34年1月1日まで
② 昭和34年1月1日から35年1月1日まで

国（厚生労働省）の記録では、株式会社Aにおける申立期間①に係る脱退手当金が支給されたことになっているが当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。また、私は同事業所に昭和34年12月末日まで勤務していたので申立期間②を厚生年金保険被保険者期間であった記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が確認できるほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は株式会社Aに昭和34年12月末日まで

継続して勤務していたとしているが、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ「申立人が同年に勤務していた。」との供述は得られず、当該事業所も申立人も当該期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い。

また、昭和 35 年に資格喪失している同僚が保管していた毎年恒例の仕事始めの記念写真（当日欠席の場合はその集合写真の隅に別枠で掲載することになっていた。）では 33 年 1 月時に申立人を確認できるものの、34 年及び 35 年では確認できないことから、申立人は 34 年 1 月の仕事始めには在籍していなかったと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 1 月 31 日から 9 年 7 月 21 日まで
② 平成 10 年 6 月 5 日から 11 年 6 月 21 日まで
年金事務所の記録によると、両申立期間とも株式会社Aで正社員として勤務していたのに、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

当時、会社は経営も順調でなく、給与も遅配がちだったが、社会保険料は控除されており、雇用保険にも加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写し）から、申立人が両申立期間に株式会社Aに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 8 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、両申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、当時の事業主に照会しても回答が無く、当時の経理部長も既に亡くなっており、申立人の株式会社Aでの勤務実態、保険料控除等について確認及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は、平成 8 年 1 月 31 日から現在までB市の国民健康保険に加入しているとともに、申立期間①のうち 8 年 1 月から同年 3 月までの期間は、国民年金の申請免除（全額）をしており、平成 8 年 4 月及び同年 5 月分は保険料納付している上、申立期間②を含む同年 6 月分以後の期間は、全て国民年金は納付されていないことが確認できる。

加えて、申立人は、当時の事業主、同僚1人以外の氏名は不明としているが、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成8年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚11人に照会したところ、5人から回答があり、うち2人は、「申立人をよく記憶しており、当該事業所が適用事業所でなくなった日以降の厚生年金保険料控除については、給与から控除されていない。」としている上、「個人で国民年金、国民健康保険に加入した。」と回答しており、回答のあった5人のうち1人が保管していた株式会社Aが発行した給与明細書を確認したところ、平成8年2月分以降の給与から厚生年金保険料の控除は無く、雇用保険料のみ控除されていることが認められ、文書回答のあった同僚等9人について国民年金の被保険者記録を確認したところ、年金の受給権のある1人を除き、8人は、同日から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6452 (事案 4027 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月10日から45年12月21日まで
② 昭和45年12月21日から47年1月21日まで
③ 昭和47年7月8日から同年8月26日まで
④ 昭和47年8月26日から48年7月29日まで
⑤ 昭和48年8月29日から49年11月1日まで

前回の申立てでは、年金記録は訂正できない旨の回答を受けた。しかし、私は昭和49年に、会社に妊娠8か月まで勤めて出産の給付金をもらった記憶があるが、脱退手当金をもらった記憶は無い。もし、脱退手当金をもらったということであれば、せめて、その当時の受領書等でも見せていただきたいと思う。年金は老後の生活に大切なものと思ってきたので、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和50年3月7日に支給決定されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和50年4月5日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年3月7日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い同払出簿の氏名変更が行われたと考えるのが自然であるなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の決定に納得できないとし、「出産の給付金をも

らった記憶はあるが、脱退手当金が支給された記憶は無い。支給されたのであれば、その当時の領収書等の証拠を見せてほしい。」と主張している。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期限が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾及び申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 1 日から 6 年 9 月 30 日まで
平成 22 年のねんきん定期便で、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることを知った。当時の経理担当者を確認したところ、滞納保険料を処理するために、社会保険事務所（当時）と相談して標準報酬月額の引き下げを行ったと言われた。申立期間当時、私は会社の資金繰りのため、ほとんど事務所にはいなかった。社会保険の事務処理に関与しておらず、どのような処理が行われたのかを知らない。調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A株式会社は、平成 6 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年 10 月 11 日に 53 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A株式会社において、代表取締役として平成 6 年末まで約 20 人の従業員を雇用しており、当時は会社の資金繰りのため事務所にいなかった。そのため、どのように社会保険事務の処理が行われたかを知らず、また社会保険の事務処理には関与していなかったと主張している。

しかしながら、A株式会社は平成 6 年 9 月 30 日に適用事業所でなくなっており、同日に申立人は国民健康保険に加入していること、また申立人及び従業員の供述によれば、同社の経理担当者は申立人の妻であり、当該事業所において減額訂正処理が行われたのは、代表取締役である申立人と申立人の妻のみであることから、当該標準報酬月額の減額訂正について、代表取締役である申立人が知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 1 日から 58 年 12 月 1 日まで
昭和 53 年 2 月 1 日に A 有限会社の人材不足により復職したのに、厚生労働省の記録によれば、自分の会社における厚生年金保険の資格取得日が 58 年 12 月 1 日になっている。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 有限会社の申立期間当時の事業主、その妻（監査役）、及び同僚の供述から、申立人は申立期間に当該事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、当該事業主及びその妻は、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたとしているものの、当該事実を確認できる資料等が無いため、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認することができない。

また、当該事業所における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 58 年 12 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している上、同被保険者名簿によれば、50 年 12 月 1 日に資格を取得している者の次に資格を取得している者は 58 年 7 月 1 日となっており、申立期間の大部分において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は見当たらない。

さらに、当該事業所における申立人に係る雇用保険の取得日は、昭和 59 年 4 月 1 日となっており、申立期間に雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を入手できないなど、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 32 年 3 月 1 日まで
昭和 30 年 12 月から A 社に家族とともに勤務していたのに、年金事務所の記録では、32 年 3 月 1 日から 34 年 12 月 22 日までしか記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時は、家族そろって住み込みで仕事をしており、A社にも4年くらいは勤務していた。」と供述しているところ、戸籍の附票において、申立人は家族とともに、昭和31年8月24日に、B地から申立事業所が存在していたC地に住所を移していることが確認できるが、申立人の父、母及び兄も申立人同様に32年3月1日に申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間に申立事業所に係る被保険者記録は見当たらない。

また、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年3月1日であることが確認でき、同日に申立人を含む20人が同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によれば、申立人の申立事業所に係る被保険者記録は、昭和32年3月1日付けで同社に係る資格を取得した際に新たに払い出された番号で管理されていることが確認できる。

なお、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることはできないが、申立事業所を前身として平成12年に設立されたA株式会社は、「申立事業所は、昭和32年3月1日から厚生年金保険の適用事業所とな

っており、申立人が申し立てている期間に、厚生年金保険に加入していたということは考えられず、給料から保険料を控除していないと思われる。」と回答している上、当時の同僚にも昭和 32 年 3 月よりも前の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かの具体的な記憶は無かった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者記録においても資格取得日の記載内容に不自然な点はなく、オンライン記録とも一致しており、遡って訂正が行われた形跡も無い上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 35 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
(有限会社B)

少なくとも昭和 32 年 3 月から A社に家族とともに勤務していたのに、年金事務所の記録では、33 年 3 月 1 日から 34 年 12 月 22 日までしか記録が無い。

また、昭和 35 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで、有限会社Bに家族とともに勤務していたのに、その記録が無い。

一緒に勤務していた兄には記録があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の兄は、昭和 32 年 3 月 1 日に A社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、「当時は、家族そろって、複数の会社に住み込みで仕事をしており、A社についても、弟は自分と同じ期間に勤務していた。自分の記録と異なっているのはおかしい。」と供述している。

また、戸籍の附票によれば、申立人は家族とともに、昭和 31 年 8 月 24 日に、C地から当該事業所が存在していたD地に住所を移していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人の家族には、A社を含む複数の同じ適用事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる

ものの、必ずしも家族全員の被保険者期間が一致しているわけではないことが確認できる。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によれば、申立人の当該事業所に係る被保険者記録は、昭和 33 年 3 月 1 日付けで同社に係る資格を取得した際に新たに払い出された番号で管理されていることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者の記録においても資格取得日の記載内容に不自然な点は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って訂正が行われた形跡も無い。

さらに、当時の事業主は既に亡くなっており、A社を前身として平成 12 年に設立されたC株式会社も、既に当時の資料等は廃棄しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等については不明としている上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚に照会したところ、二人から回答があったが、申立人の申立内容に関する供述は得られず、また、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、申立人の兄は、昭和 35 年 9 月 1 日に有限会社Bに係る厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立人の同社に係る被保険者記録が確認できないのはおかしい旨を供述している。

また、戸籍の附票によれば、申立人は家族とともに、昭和 35 年 2 月 23 日に、当該事業所の近くに住所を移していることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に資格取得した申立人の家族 5 人の被保険者記録が確認できるものの、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立人及び申立人の兄は、当該事業所には申立人の家族以外にも複数の従業員がいたと記憶しているが、当該被保険者名簿には、申立人の家族である 5 人以外の被保険者記録は確認できず、申立人が記憶していた同僚の名前も見当たらないことから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、当該事業所は昭和 43 年 9 月 * 日に解散しているため、事業所照会を行うことが不可能であり、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6459 (事案 2182 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社(現在は、B株式会社)C支店の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっていた。周囲には脱退手当金を受給している人もいたが、自分は結婚後もいずれ再就職しようと考えていたので脱退しなかった。当時の金銭に関わる書類は全て保管しており、今回の申立てにあたり、退職金計算書を確認したが、退職金と一緒に脱退手当金が支給された形跡も無く、自分が脱退手当金を受給したことが確認できる書類も無い。自分で脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無いので、調査し、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和43年2月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないほか、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられることなどから、既に平成21年12月10日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は従来の主張のほか、新たな資料として、申立人の退職慰労金計算書を提出したが、これらの事情は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認め難い上、今回、A株式会社C支店に係る被保険者名簿に記載がある申立人の前後100人のうち、申立人の資格喪失日前後1年以内

に資格喪失した者の記録を確認したところ、脱退手当金の受給要件を満たす 10 人中、8 人に支給記録があり、いずれも資格喪失後 4 か月以内に支給決定されているとともに、申立人の資格喪失日前後 2 年以内に資格喪失した者の記録を確認したところ、資格喪失日と脱退手当金の支給決定日が同日である者が二組（4 人）いることを踏まえると、同社においては、退職手続の一環として、脱退手当金に関する手続が行われていたと考えるのが自然である。

また、申立人の資格喪失日前後 2 年以内に資格喪失した同僚 21 人に照会をしたところ、11 人から回答があったが、新たな資料や情報は得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は無いことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

私が有限会社Aに勤めていた平成3年12月から9年9月までの標準報酬月額が、8万円及び9万2,000円とされている。この期間の給与は、親会社に在籍していた3年11月までと同じであったので標準報酬月額は53万円であった。調査の上、この期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、資格取得時の平成3年12月から6年10月までは53万円、6年11月から8年10月までは59万円、8年11月から9年9月までは50万円と記録されていたところ、申立事業所全喪後の9年11月5日付けで、当該事業所の新規適用時の3年12月1日まで遡り、6年10月までは8万円、同年11月から資格喪失時の9年9月までは9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る商業登記簿から、申立人が同事業所の事業主であることが確認できるとともに、複数の従業員が、「社会保険の事務は申立人が行っていた。」と述べている。

また、申立人は、当該遡及訂正処理に係る届出について、「届出は行っていない。」と回答している一方、「滞納があったのは知っており、滞納が解消されないまま事業所を閉鎖した。」と述べているところ、滞納処分票における平成9年10月30日の記載内容には「社長面談、事業継続困難と判断した。休業とし、未済については少しずつでも払っていきたいとの申し出有、全喪一式受理す。」と記載され、その直後の同年11月5日に

標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できるとともに、滞納処分票の記載内容により、8年3月11日から11年11月までの期間にわたり、保険料債務返済の当事者として対応しているのが申立人のみであることが確認できることから、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で当該処理を行ったと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、事業主として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年6月12日から31年4月23日まで
現在、A株式会社（現在は、有限会社B）での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっているが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が資格喪失した前後2年以内に資格を喪失し脱退手当金の受給資格がある女性の同僚12人のうち、11人（申立人を含む。）が脱退手当金を受給しており、いずれも資格喪失日から脱退手当金の支給日までが6か月以内であり、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人が勤務していたA株式会社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年6月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 1 日から 42 年 3 月 26 日まで
② 昭和 43 年 3 月 4 日から同年 8 月 10 日まで
③ 昭和 45 年 2 月 2 日から 46 年 12 月 26 日まで

日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが届いたので年金事務所に行ったところ、4万5,000円くらいの脱退手当金を2回受給した記録となっていると説明されたが、9万円もの脱退手当金をもらった記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金を、長女出産後にA社会保険事務所（当時）で請求手続きを行い、昭和47年夏頃に4万5,000円くらいを受け取ったと供述しており、オンライン記録の支給日（47年7月27日）及び支給額（4万5,149円）と一致していることから、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したことは明らかである。

また、株式会社Bに係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和47年7月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点はなく、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないものと認める余地は無い。

なお、オンライン記録では、申立人には、昭和47年7月27日に4万5,149円の脱退手当金が1回のみ支給されている記録となっているところ、申立人は、脱退手当金の受給を認めながら、年金事務所から受けた「脱退手当金を2度支給し、支給額は9万円くらいである。」との説明は、記憶

と相違していると主張して記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、当該脱退手当金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、申立人は、受給したことを認めながら、記録の訂正を求めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から同年 8 月まで
申立期間は、株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び株式会社Aの複数の同僚の供述により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、株式会社Aで総務及び経理を担当していた同僚は、当時は試用期間があり、試用期間中は社員を厚生年金保険に加入させなかった旨供述しており、申立人が名前を挙げた同僚の中には、入社したと思われる月の約5か月後に厚生年金保険の資格を取得した者が、同社の事業所別被保険者名簿により確認できることから、同社において、厚生年金保険に加入していない試用期間があったものと推認される。

また、株式会社Aでは、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無く、申立人の厚生年金保険の資格の得喪に関する届出及び厚生年金保険料の控除について不明としている。

さらに、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿では、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 30 日まで株式会社Aにおいて勤務した。しかし、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立人の雇用保険の被保険者記録により、資格取得日が昭和 46 年 4 月 1 日、離職日が 47 年 4 月 25 日である記録が確認できることから、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している当時のチーフ及び同じ専門学校出身の先輩社員、同期入社と同僚の名前は見当たらない上、元事業主は、「株式会社Aは申立期間において適用事業所ではなく、適用事業所となったのは昭和 49 年 9 月になってからである。」と回答しているところ、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は 49 年 9 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 27 日から 60 年 3 月頃まで
昭和 59 年 12 月 27 日から 60 年 3 月頃まで、A株式会社B支店に勤務し、C管理事務を行っていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA株式会社において厚生年金保険被保険者記録がある同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A株式会社は、平成 18 年 1 月*日に清算終了し、事業主は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、複数の同僚は「会社には試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

また、申立期間に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず健康保険証番号に欠番も無い上、申立人が一緒に働いていたとして名前を挙げた同僚の氏名も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社B支社に入社し、2か月から3か月の勉強をして、C試験を受験した。そして、Dの営業の仕事は、試験に合格した昭和52年6月14日から就いているが、同社での厚生年金保険の記録は、同年9月1日から10月1日までの1か月間だけである。今までに1か月で仕事を退職したことは一度も無かった。受験票と合格して仕事に入った日付がついている証明書を提出するので、申立期間について、調査の上、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社から提出された申立人のE書類には、入社年月日欄に昭和52年6月3日、解職嘱年月日欄に同年9月30日の記載が確認できることから、申立人が、同年6月3日から同年9月30日まで同支社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社B支社からは、「当時のA社での営業職員については、入社後3か月間は『F』という職階で社会保険（厚生年金保険）非適用となっていた。その後に、『G』に昇格して社会保険適用となり、給与からの社会保険料の徴収が開始された。」との回答がある上、前述の申立人のE書類の異動欄によると、申立人の昭和52年6月3日からの職名が「F」であることが確認できるとともに、同年9月1日からの職名が「G」となっていることが確認できる。

また、A社B支社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、事業所は、申立人が昭和52年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行い、H社会保険事務所

(当時)に同年10月7日付けで受理されていることが確認できる。

さらに、申立人のE書類に育成担当者として記載のある同僚班長、及びほかの複数の同僚が、「試用期間が3か月あって、その間に試験を受けて合格しなければ営業の正社員にはなれず、社会保険への加入は、試用期間が経過し正社員となってからであった。試用期間中は、通常より勤務時間が短く、10時から4時までの6時間程度であった。」と供述している。

なお、申立人も申立期間の事業所での勤務時間が1日6時間であった旨を申述しているところ、厚生年金保険の被保険者とする取扱いについては、「1日又は1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、当該事業所において同種の業務に従事する被保険者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である者については、原則として被保険者として取り扱うこと。なお、所定労働時間とは、休憩時間を除く実労働時間によるものとする。」とされており、事業所ではこれに沿って厚生年金保険の加入の取扱いを行っていたことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る給与明細書等の資料が無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。